

# くらしのパートナー

■発行/文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21  
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ

住宅修理の勧誘にご注意! …… 1  
年末片づけ大作戦 …… 3  
PayPay最大30%戻ってくるキャンペーン実施 …… 4

## 「火災保険が使える」と 訪問する住宅修理の勧誘に ご注意!



ハイ!こちら  
相談室です



**事例1** 突然訪ねてきた作業着姿の男性に「近くのビルで工事をしていたら、お宅の屋根がずれているのが見えた。無料で調査しますよ」といわれ、築40年の家で日ごろ心配していたので見てもらった。男性に写真を見せられて「雨漏りするかもしれない。すぐ工事した方が良い。住宅修理は火災保険が使えるので自己負担はない」といわれ、230万円の工事契約書にサインした。翌日建設会社に勤務する甥に屋根を見てもらったら「すぐ工事が必要と思えない」と反対された。甥に教えられてクーリング・オフしたら、「調査費用と材料代7万円を請求する」といわれた。支払いたくない。

**事例2** 知らない事業者が突然訪問し「雨どいが壊れている。令和元年の台風の被害だと思われるので火災保険で修繕できる。保険申請用に必要の工事前後の写真はこちらで用意する」といわれた。雨どいは老朽化によるものだと思っていたが、言われるままに工事してもらい40万円支払った。保険金の申請をしたいが写真が届かず、事業者は「担当者がやめて分からない」などと言って、何度連絡しても対応してくれない。早く写真がほしい。

「火災保険で家の修理ができる」という勧誘をきっかけとするトラブルの相談が増えています。自己負担がないなどと言われても、うのみにして契約してはいけません。火災保険は、台風や水害などの損害を補償するもので、老朽化で傷んだ場合は対象外です。故意に虚偽の保険金請求をすると保険金詐欺を問われる可能性があります。保険の対象となる場合でも保険金額を修理事業者が判断できるものではありません。申請しても対象外とされるケースや、申請資料がそろわず申請できないケースがあります。やめようとしたら契約書にない違約金を請求された、ずさんな工事だった、などの事例も見られます。不審な勧誘はきっぱり断りましょう。

住宅の修理をしたいときは、複数の事業者の見積もりを取り、工事内容や違約金などの説明を受け比較検討して契約しましょう。火災保険の対象かどうかは、契約する前にまず自分自身で加入している保険会社や保険代理店に確認しましょう。

訪問販売で契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが出来ます。少しでも不安や疑問を感じたらすぐに消費生活センターへ相談してください。

困ったときは消費生活センターへ  
TEL 5803-1106

# 年末片づけ大作戦 ～ステイホームを快適にする3つのポイント～

(一社) 実家片づけ整理協会 代表理事 渡部 亜矢

コロナ禍でステイホームの時間が増えました。新年を気持ちよく迎えるために、家の中を片づけてみませんか。苦手でも取り組みやすい年末片づけのポイントを3つお伝えします。

## ポイント① 年末のごみ収集に合わせてスケジュールを組む

年末はごみ収集日が前倒しになります。せっかく片づけても収集日に間に合わず、捨てる決心をしたごみと一緒に年を越すのは、もったいないですよ。年内最終の収集日に捨てられるよう、スケジュールを組むのが理想です。

特に粗大ごみの回収は年末に集中するため、はやめに予約をしておくといよいでしょう。例えば、古い客布団、使っていない家具などがあれば、処分を検討してはいかがでしょうか。

## ポイント② 「動線」から片づける

片づけが難しいのは、同じ家族でもモノに対する価値観や「きれい」の基準が違うからです。年末は世の中全体が片づけモードになるので、普段忙しいご家族にも協力してもらいやすい季節です。そこで、家族で共通認識を持ちやすい安全という観点で片づける方法をご紹介します。

まず、最初に片づけやすいのは、玄関です。玄関は、そのご家族の「顔」なので、家族の間でも片づけに異論を唱える人は少なく、喧嘩になりにくい場所です。玄関は、いざ地震や火事になった場合の避難経路となりますので、片づけの優先度が高いエリアです。リモートワークで出番のなくなったビジネスシューズなどが眠っていたら、処分を検討しましょう。靴を一足処分すれば、防災リュックを1つしまうことができます。

次に、玄関から洗面所までの動線を片づけます。コロナ禍では帰宅したらすぐに手を洗うことは必須です。清潔を保ち、使わないモノは極力減らしましょう。新年に向けて、古いタオルは雑巾にし、新しいタオルをおろすと、気分がリフレッシュします。

家の中で長い時間を過ごす寝室は、地震などでモノが落ちてこないように、大きな家具の配置やモノのしまい方の見直しをしてください。万が一コロナなどの病気で在宅療養する可能性も想定して、片づけを行ってください。年齢を重ねると夜中にトイレに行くことが増えます。特にご高齢の方がいらっしゃる世帯では、寝室からトイレまでの動線上のモノをなくし、つまずかないようにしておくとい安心でしょう。小さなお子さんも含めて家族同士で、「停電になってもトイレに行けるように、廊下にはモノを置かないようにしよう」という意識を共有してみてください。

家全体の床置きがなくなったら、ダイニングテーブルの上や、キッチンの流しの周りなど、目につき

やすいところから片づけることをおすすめします。早くスッキリ感を目で見て味わうことで、次の片づけのモチベーションにつながります。一般に、年末年始に集まる家族の人数が、その家で必要なモノの数と考えられます。来客の人数分以上の箸や食器、座布団などがあれば、不要なモノとして考えて、取り組んでみましょう。

### ポイント③ 命や健康を優先して片づける

#### ●他の人から借りることができない「常時携帯品」を整える

日頃から、普段飲んでいる薬やお薬手帳、メガネ、補聴器、入れ歯などは、命や健康を守るために必要な「常時携帯品」として、わかりやすい場所に置き、箱や袋を活用して、すぐに持ちだせるようにしておきましょう。これらは、他の人のモノでは代用できませんし、災害時にも必要となります。自分や家族でしまっている場所を確認しておきましょう。体の調子は常に変わりますし、誤飲などの危険がありますから、古い薬は処分するとよいでしょう。

#### ●納戸や押し入れは後回し

年末の大掃除ということで、はり切って普段しないことをしようとし、いきなり押し入れや納戸に手をつけようとするとうまくいきません。納戸や押し入れは普段使わない「不要不急のモノ」が押し込まれているケースが多くあります。たとえば、昔の写真が出てきて、見ているうちに日が暮れて…あっという間に時間切れとなり、そのまま元に戻して今年の大掃除は終わりということを繰り返している方も、実は少なくありません。片づけるのなら、慌ただしくなく、体力の負担の少ない、春や秋などの過ごしやすい季節にすると良いでしょう。

#### ●自宅療養に備える

コロナ禍では、マスク、体温計、市販薬、消毒用のアルコール、ティッシュなど日用品のほか、最低でも2週間ほど在宅療養できるくらいの食料品の確保が必要です。不用品を処分し、在宅療養に必要なモノを、手の届きやすいところに収納しましょう。

コロナ禍で私たちの生活は急激に変化しました。この2年の間、使わなかった「不要不急のモノ」を減らし、命や健康を守るために必要なモノを整えることを優先するのがポイントです。

年末に片づけて、快適な新年を迎えましょう。

片づけますように。



# PayPayで文京区の商店街を元気に！！ 「最大30%戻ってくるキャンペーン」を実施します

文京区商店街連合会では、「新しい生活様式」をテーマに、非接触型の決済を促進し、商店街の活性化及び区内商店の販売促進を支援するため、スマートフォンによる決済サービス「PayPay(ペイペイ)」を活用したキャンペーンを実施します。

## ●内容

期間中、対象店舗においてPayPay(残高等)により支払うと、決済金額の最大10%(第1弾)又は最大30%(第2弾)のPayPayボーナスを付与します。

## ●対象店舗

PayPayを導入している区内商店会加盟店舗。対象店舗は、キャンペーン期間中の店頭ポスターでご確認いただけるほか、キャンペーン期間中はPayPayアプリでも確認できます。

## ●対象となる支払方法

PayPayアプリを使用し、対象店舗で「PayPay残高」「Yahoo! JAPANカード(ヤフーカード)」のいずれかで支払いした場合が対象になります。  
※ヤフーカード以外のクレジットカードを登録した場合や、LINE Payアプリでの決済は対象となりません。

## ●PayPayアプリの使用方法

PayPayアプリの登録や使用方法については、以下のHPをご確認いただくか、PayPayカスタマーサポート窓口までご連絡ください。

「PayPayをはじめよう！」  
<https://paypay.ne.jp/guide/start/>



PayPayカスタマーサポート窓口  
☎0120-990-634 (24時間受付)

また、利用者向け説明会を予定しております。  
詳細は区HPをご覧ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syotengai/paypay.html>



キャンペーン第1弾 対象：小規模店舗及び個人商店・大型店・チェーン店・コンビニ等		
実施期間	付与率	付与上限
令和3年 11月16日(火)～ 令和3年 11月30日(火)	最大 <b>10%</b>	1回あたり上限 <b>3,000</b> 円相当の PayPay ボーナス 期間合計上限 <b>5,000</b> 円相当の PayPay ボーナス

  

キャンペーン第2弾 対象：小規模店舗及び個人商店		
実施期間	付与率	付与上限
令和3年 12月1日(水)～ 令和4年 1月31日(月)	最大 <b>30%</b>	1回あたり上限 <b>3,000</b> 円相当の PayPay ボーナス 月あたり上限 <b>10,000</b> 円相当の PayPay ボーナス (期間合計上限 20,000 円相当の PayPay ボーナス)



▲第一弾ポスター

▲第二弾ポスター

## ●PayPayボーナス付与の流れ



● 問い合わせ キャンペーン事務局 080-1983-0005 平日10:00～17:00

## 文京区消費生活センター

〒112-8555  
東京都文京区春日1-16-21  
文京シビックセンター地下2階  
TEL 5803-1105 / FAX 5803-1342  
**相談専用 TEL 5803-1106**  
受付時間 9:30～16:00(月～金 ※祝日・年末年始を除く)

## 文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄  
東京メトロ丸ノ内線・南北線  
→後樂園 下車  
都営三田線・大江戸線  
→春日 下車
- 都営バス  
→春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる  
→文京シビックセンター下車

